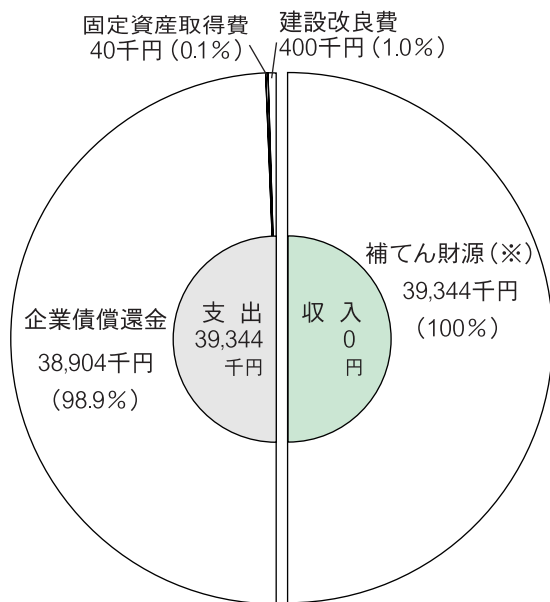
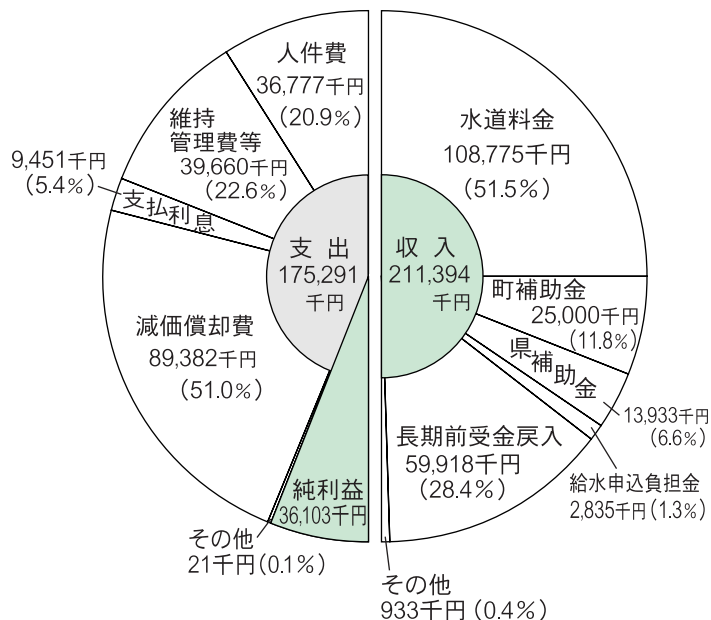


平成30年度水道事業会計決算

資 本 的 収 支 (水道施設の建設等に係る収支)



収 益 的 収 支 (水道水をつくり、供給することに係る収支)



※補てん財源(留保資金)：減価償却費など経費算定しますが、利益や減価償却費など現金の支出を必要としない費用分を蓄積したものです。

●みなし償却制度の廃止に伴い、収入に長期前受金戻入を計上しました。損益収支の上では利益として計上されますが、現金を伴う利益ではありません。

消費税率改定に伴う 水道料金等の改定について

10月1日からの消費税率改定に伴い、課税対象の「水道料金」、「給水申込負担金」、「開発負担金」が改定となります。すべてが消費税・地方消費税増税分の改定となります。

主な項目について、下記のとおりです。

▶水道料金

基本料金【基本水量を含む】 (税込)

口径 (mm)	9月分まで (税率8%)	10月分から (税率10%)
13・20	2,160円	2,200円
25	4,423円	4,505円
30	4,526円	4,610円
40	4,628円	4,714円
50	5,349円	5,448円

基本水量は、13・20mmは10m³、25mm以上は20m³になります。

超過料金【1m³あたり】 (税込)

水量	9月分まで	10月分から
30m ³	216円	220円
31～100m ³	226円	231円
101m ³ 以上	237円	242円

※本体価格の値上げはありません。

給水申込負担金は水道事業のホームページ又は、電話にてお問合せ下さい。

▶問合せ 神崎町水道事業 ☎ 3 3 2 2